

海外学生インターンシップ（就業体験）受入支援業務に係る質問及び回答

令和8年4月9日

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

- 【質問1】 インターンシップの実施時期について
インターンシップは3社の枠で募集されているものと認識しておりますが、3社とも同時期に実施される想定でしょうか。あるいは、企業ごとに時期を分けて実施される可能性もございますでしょうか。
- 【回答】 本事業に係るインターンシップの受入れは、受入れ予定の3社とも同時期に実施する想定です。なお、企業選定後、受注者において実施時期を調整する中で、企業ごとに時期を分けて実施する必要が生じた時等、発注者と受注者の協議によって時期を分けること自体を否定するものではありません。
- 【質問2】 「国内外の移動の手配・サポート」の範囲について
実施要領 5 エ 業務内容「(オ) 受入学生及び教授等関係者の渡航手続きの支援、国内外の移動の手配・サポート」について具体的にどの範囲までを想定されているかご教示いただけますでしょうか。例) 航空券等の手配、空港から宿泊先・現地までの交通手段の手配、空港での出迎えや同行 等
- 【回答】 手配、支援の範囲は、本インターンシップに参加する受入学生、教授等関係者が自宅、勤務先等の出発地を出発し、インターンシップに参加した後、出発地に帰着するまでのすべてが対象です。手配については、本インターンシップ参加者が、本インターンシップに参加するために最低限必要となる移動について費用負担することがないことを想定しています。支援については、インターンシップの円滑な実施と必要となる費用を各提案者が総合的に判断し、ご提案ください。
- 【質問3】 インターンシップ期間中のサポートについて
インターンシップ期間中は受入企業様主体で実施いただき、受託者側は必要に応じてリモートでサポートする形を想定しておりますが、一方で、期間中に受託者側担当者の現地帯同や訪問が必要となる想定がございましたら、運営体制・費用面の調整が必要となるため、あらかじめお知らせいただけますと幸いです。
- 【回答】 インターンシップ実施期間中の支援については、各提案者からご提案いただくべきものと考えますので、具体にお示しすることは差し控えさせていただきます。なお、リモートで対応ができることについては、ご質問のようにリモートで支援いただいても差支えありません。ただし、リモートでは対応が困難なケースの発生もあり得ますので、現地で迅速に対応できる体制の整備（人員の配置等）が必要と考えます。また、受入れ企業でのインターンシップを円滑に実施するためにどのようなサポートをされるかは、審査で評価をさせていただきますので、例えば、リモートを活用するとしても、就業体験初日等、重要なポイントでは現地でサポートを行う等工夫することもご検討ください。
- 【質問4】 鳥取県の文化理解・魅力付けに関する内容について

実施要領 5 オ 留意事項（ウ）、(2) カ 留意事項（ウ）において「鳥取県の文化理解・魅力を感じてもらえる内容とすること」との記載がございます。受託者側で生活オリエンテーションや日本での生活に関するご案内は実施可能と考えておりますが、鳥取県ならではの文化・観光・地域の魅力等に関する研修については、十分な知見を有しておらず、適切な実施が難しい可能性がございます。つきましては、可能であれば、鳥取県職員の皆様や関係機関の皆様の一部ご協力・ご登壇等をいただく形もご相談できればと考えておりますが、ご検討可能でしょうか。

【回答】 インターンシップ期間中の就業体験において、鳥取県の文化等への理解を深め、鳥取県に対して魅力を感じてもらうための取組みについては、受注者が主体となって企画、実施していただくことを想定しています。なお、企画に当たっては、必要に応じて、発注者と受注者で取組みの内容について打合せ等を行うことも想定しています。また、取組み当日一部県職員等による説明等も可能です。

日本語教育講座における、鳥取県の文化等への理解を深め、鳥取県に対して魅力を感じてもらえる内容については、受注者が主体となって企画、実施していただくことを想定しています。なお、企画に当たっては、必要に応じて、発注者と受注者で打合せ等を行うことも想定しています。また、講座で一部県職員等による説明等も可能です。

【質問5】 受入企業との交流会について

実施要領 5 業務の内容 ウ に記載の、2日目に実施予定の「受入企業と学生の交流会」について、具体的なイメージをご教示いただけますでしょうか。特に、下記の点について確認させていただきたく幸いです。

- ・3社合同での実施を想定されているか、企業ごとの実施か
- ・想定されている内容（顔合わせ、会社説明、食事会等）
- ・受託者による同席・進行サポートが必要かどうか

【回答】 受入企業と学生の交流会については、受入れ企業の概要説明、企業担当者と学生の自己紹介等を含めた内容の食事会を想定しています。いただいたご質問については、以下のとおり回答します。

- ・3社合同での実施を想定されているか、企業ごとの実施か
→3社合同での実施を想定しています。
- ・想定されている内容（顔合わせ、会社説明、食事会等）
→受入れ企業の代表（担当者）と学生の顔合わせ、企業の概要説明を含めた食事会（軽食可）を想定しています。
- ・受託者による同席・進行サポートが必要かどうか
→交流会の企画運営及び進行は受託者に行っていただきます。

【質問6】 連携教育機関との調整状況について

連携教育機関（カリンガ工業技術大学、チャンドラ・セカール・アカデミー）とのこれまでの調整状況、および現地の学生・教授陣の本事業に対する具体的な期待値やニーズについて、県で把握されている範囲でご教示ください。

【回答】 カリンガ工業技術大学においては、令和7年1月に「鳥取県企業紹介セミナー」を開催し、オンラインで県内企業数社が登壇し概要説明を行ったところ、参加学生から就労やインターンシップについて関心が寄せられました。チャンドラ・セカール・アカデミーにおいては、令和7

年1月及び令和7年9月に訪問した際に学生及び関係者と面談し、鳥取（日本）での就労に前向きである旨を確認しました。

【質問7】 外部機関への再委託（外注）の可否について

本業務における「オンライン日本語教育講座」の実施、および「通訳業務」について、専門性を有する外部機関への再委託は可能でしょうか。また、再委託を行う場合の承認手続きについて併せてご教示ください。

【回答】 再委託は可能です。ただし、当県が契約を行う場合、再委託に関し、次の条項を契約書に盛り込むこととしていますので、ご承知ください。

（再委託の禁止）

第〇条 乙（受注者）は、甲（発注者）の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（1）再委託の契約金額が委託料上限額の50パーセントを超える場合

（2）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

3 乙（受注者）は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲（発注者）に対して責任を負わせなければならない。

【質問8】 日本語教育講座の評価指標について

実施要領に記載の「JLPT N4 相当以上」という目標以外に、県が独自に求める評価指標（例：ビジネス日本語の習得、鳥取県の文化・産業に関する知識等）はありますか。また、修了判定の基準は受託者に一任される認識で相違ないでしょうか。

【回答】 日本語教育講座について、実施要領に記載する到達目標以外に、県が独自に求める評価指標はありません。目標に到達しているかどうかの基準は受託者に一任しますが、受講者の学習状況等については、適宜鳥取県に報告していただくこととしており、インターンシップ参加者の決定に際しては予め県に協議いただくこととしていますので、当該報告の内容に照らし、受注者の判断に疑義が生じたときは、判断の根拠等を確認させていただくことがあります。

【質問9】 受入予定企業の詳細について

受入予定企業（3社程度）の業種や所在地、過去の外国人材受入実績等の情報は提供いただけますでしょうか。また、学生とのミスマッチ防止に向け、受託者から企業選定やプログラム内容について助言を行うことは想定されていますでしょうか。

【回答】 受入予定企業は、本プロポーザルの公告時点で、鳥取市や米子市に所在するIT・製造系の企業等を想定しています。過去の外国人材受入れ実績等の情報については、契約後、受入企業が確定した後に情報提供させていただく予定です。また、企業選定は県が行いますが、それに際して受注者から助言していただくことは可能です。ただし、諸般の事情を考慮した上で企業を選定しますので、その助言によって県の選定方針が変わることを確約するものではありません。インターンシップのプログラム内容については、業務内容に、受入企業へのサポートを含めさせていただいているとおり、就業体験の内容を充実したものとするため、受注者には、受入れ企業個社ごとの意向を踏まえつつプログラムの作成支援を実施していただく必要があります。

【質問10】 インド現地への渡航および旅費の取り扱いについて
事業の円滑な実施（現地選考の立ち会い、事前調整等）のため、受託者がインド現地へ赴くことは可能でしょうか。その際、受託者の旅費については委託料に含めて積算すべきか、あるいは県が直接負担する性質のものかご教示ください。

【回答】 本事業の円滑な実施のために、必要に応じて、受託者がインド現地へ赴くことは可能です。その旅費については委託料に含めて積算し、ご提案ください。

【質問11】 不測の事態およびキャンセル時の経費負担について
万が一、学生が自己都合等で辞退し、航空券のキャンセル料等が発生した場合、当該費用も委託料（9,500千円）の中で処理すべきでしょうか。また、滞在中の傷病やトラブル発生時における、県と受託者の役割分担および緊急連絡体制に関する基本的な考え方をご教示ください。

【回答】 キャンセル料等については、委託料の中で処理していただくことを想定しています。なお、海外傷害保険に加入することを業務内容に含めていますので、可能な限り保険で対応し、費用が発生しないようにしていただく必要があります。また、通常想定できる範囲を著しく超える想定外の費用が発生した場合は、変更契約を締結するなどして対応させていただくことも想定しています。不測の事態における緊急連絡体制については、受託者が参加学生及び受入れ企業の状況確認を行い、県へ結果を報告するとともに、両者で対応について協議する想定としています。